

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生産緑地地区の要件緩和に伴う特例措置の拡充
2	対象税目	(法人税:義)(国税 31) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 27) 【新設・ 拡充 ・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)第 3 条第 1 項第 2 号に規定されている面積要件を緩和することに伴い、新たに指定される生産緑地地区に対して、生産緑地地区を都市計画に定めるにあたっての現行と同様の税制措置が適用されるよう拡充する。</p> <p>法人税・法人住民税・法人事業税</p> <p>生産緑地法第 10 条第 1 項、第 12 条第 2 項又は第 15 条第 2 項の規定に基づき、生産緑地地区内の土地が地方公共団体等に買い取られる場合に、譲渡所得の課税についてその譲渡益から 1,500 万円を特別控除する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 65 条の 4</p>
4	担当部局	(主要望)国土交通省都市局公園緑地・景観課、都市計画課 (従要望)内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 12 月 分析対象期間:平成 25~31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 49 年度 税制措置創設(恒久措置)
7	適用又は延長期間	恒久措置
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境の形成</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備重点計画(平成 27 年 9 月閣議決定) 健康で快適に暮らせる生活環境を確保するため、水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境の形成を図る。 ・都市農業振興基本法(平成 27 年法律第 14 号) 第 1 条 この法律は、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の多様な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とする。 第 13 条 国及び地方公共団体は、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成を図るため、都市農

		<p>業のための利用が継続される土地に関し、的確な土地利用に関する計画が策定され、及びこれに基づき土地利用の規制その他の措置が実施されるために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第14条 国及び地方公共団体は、土地利用に関する計画及びこれに基づく措置を踏まえ、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業のための利用が継続される土地に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。</p> <p>・都市農業振興基本計画(平成28年5月閣議決定)</p> <p>生産緑地の所有者が死亡等により生産緑地の買取り申出を行った場合において、市町村が必要な農地を買い取ることができるよう、市町村による計画的な取組を支援する。</p> <p>現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区については、都市農業振興の観点も踏まえ、農地保全を図る意義について検討した上で、必要な対応を行う。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付</p>	<p>4. 地方創生の推進 ⑧地域再生の推進</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <u>都市域における水と緑の公的空間確保量</u></p> <p>都市域における自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度等により持続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市計画区域人口で除したもの</p> <p>都市等において、住民等が水と緑豊かな潤いのある生活を送ることができるよう、都市公園等の公園緑地を整備するとともに、道路、港湾、空港周辺地域等での緑化や市街地に隣接する山麓斜面等でのグリーンベルトの整備・保全等を推進するほか、緑地保全制度の的確な運用により緑地の保全を図るとともに、建築物の屋上や壁面を含む民間建築敷地内の緑化等民有地の緑化を支援する。また、河川、港湾、海岸及び下水道において、住民が水に親しむことができる空間を確保する。</p> <p>平成24年度：12.8㎡/人 → 平成31年度：13.9㎡/人</p> <p>*本指標は社会資本整備重点計画におけるものであり、当該計画においては平成32年度を達成目標年度としており、平成31年度では13.9㎡/人を想定</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置は、所有者からの買取り申出に基づき、生産緑地地区が地方公共団体等に買い取られる場合のものである。本特例措置により、生産緑地地区が宅地等に転用されず、地方公共団体等によって緑地等の公共施設として維持されることで、良好で緑豊かな都市空間の形成に資する。</p>

9	有効性等	① 適用数等	<p>《適用数》 法人税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数（件）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>適用額（百万円）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>*適用数は租税特別措置の適用実態調査結果を引用。 *生産緑地地区については、これまで個人所有の生産緑地地区が買い取られているため、法人所有の生産緑地地区の買取り実績はない。 *生産緑地地区に係る新規の都市計画決定に際しては、一定期間の営農が継続可能かどうか、また、主たる従事者が高齢となる場合には、その後継者が営農可能かどうかを予め農家に確認することとしているため、今般の改正により、面積要件が引き下げられた場合においても、当面は新たな指定が見込まれるが、直ちにこれらの買取り申出が発生する状況は想定されない。</p>	年度 区分	平成 25	26	27	28	29	30	31	適用件数（件）	0	0	0	0	0	0	0	適用額（百万円）	0	0	0	0	0	0	0
		年度 区分	平成 25	26	27	28	29	30	31																		
		適用件数（件）	0	0	0	0	0	0	0																		
適用額（百万円）	0	0	0	0	0	0	0																				
② 減収額	<p>上記のとおり、改正法施行後 3 年程度の間には適用が想定されないため、今回要望している措置の拡充範囲において減収は見込まれない。</p>																										
③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 ○達成目標の実現状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>(32)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市域における水と緑の公的空間確保量 (m²/人)</td> <td>12.9</td> <td>集計中</td> <td>集計中</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>13.9</td> <td>(14.1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成 25～27 年度の数値：国土交通省調べ</p> <p>生産緑地地区の面積要件の緩和により、多くの市街化区域内農地が生産緑地地区の指定対象となり、従来の生産緑地地区と同様の租税特別措置を講じることで、新たに小規模な生産緑地地区の指定が増加し、良好な都市環境の形成に資することが見込まれる。また将来的には、生産緑地地区が地方公共団体等によって買い取られ、緑地等の公共施設として整備されやすくなることにより、目標達成が図られる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 本特例措置の拡充による税収減は、当面生じない見込みである。 なお、将来的には本特例措置によって、公共施設の用地の取得が困難な都市部においても、生産緑地地区を活かした公園整備や緑地保全が可能となるため、良好な都市空間の形成に資する。</p>	年度 区分	平成 25	26	27	28	29	30	31	(32)	都市域における水と緑の公的空間確保量 (m ² /人)	12.9	集計中	集計中	—	—	—	13.9	(14.1)								
年度 区分	平成 25	26	27	28	29	30	31	(32)																			
都市域における水と緑の公的空間確保量 (m ² /人)	12.9	集計中	集計中	—	—	—	13.9	(14.1)																			
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置により、公共施設の用地の取得が困難な都市部において、生産緑地地区を活用した公園整備や緑地保全が可能となるため、良好な都市環境の形成という政策目的に照らして適正かつ最低限の措置である。</p>																								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割	<p>地方公共団体が生産緑地地区を買い取り、都市公園を整備することに対しては国庫補助(社会資本整備総合交付金)がある。当該予算措置と本特例措置の双方が適用されることで、生産緑地地区が買い取られた以降も緑地とし</p>																								

		分担	て保全されやすくなる。
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本特例措置は、地方公共団体等が生産緑地地区を買い取る場合を対象としている。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—